

第 2 号（令和 5 年 9 月 1 5 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和5年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和5年9月15日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年9月15日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和5年9月15日午前10時33分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	鎌田	隆宏	7番	脇本	尚憲
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	梶田	篤志
議会書記	林田	夕加	議会書記	新田	純平

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西島	寛道	副町長	島田	智雄
----	----	----	-----	----	----

参 与 西垣 義郎  
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘  
理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理  
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二  
  
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝  
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎  
保健センター所長・  
地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之  
上 下 水 道 課 長 仁木 崇  
  
学校給食センター所長 奥山 英高

教 育 長 中田 邦和  
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人  
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章  
学 校 教 育 課 長 ・ 高江 裕之  
自然休養村管理センター館長兼務  
税 務 課 長 乾 浩朗  
保 健 医 療 課 長 中谷 誠  
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭  
社 会 教 育 課 長 ・ 中坊 玲子  
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 令和5年9月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第2号〕

令和5年9月15日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 令和4年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第3 議案第51号 令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第4 議案第52号 令和4年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第5 議案第53号 令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第6 議案第47号 井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

## 議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。それでは、ただいまから、令和5年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、鎌田隆宏議員、7番、脇本尚憲議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第2、令和4年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について、小川代表監査委員、内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小川代表監査委員。

代表監査委員（小川 均） 皆さん、おはようございます。私、監査委員の小川でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、今年の監査について補足説明させていただきたい。コロナの関係も、5類に修正されまして落ち着いたところではございましたけれども、今年は非常に猛暑の審査でございました。おかげさまで職員諸氏の協力によりまして、暑さの中ではございましたけれども、無事に終えることができました。感謝を申し上げたいと思っております。

また、私も見させていただいたんですけど、全体的には、非常に内容的にもよいということでもございました。一般会計、特別会計共々黒字でございましたし、言うことないというようにも思っております。その中でも、私、注視しておるところでございますけれども、経常収支比率、皆様もご承知かと思うんですけども、井手町にとっては非常に改善され、立派な成績を収められております。今年、意見書の中にも書かせていただいたわけでございますけれども、71.8%と、前年度より1.8ポイント改善されたということでございます。これは非常によき形ではないかと私も推測されるわけでございます。詳細に当たりましては文書に落としておりますので、説明、また朗読させて、審査に当たらせていただきたいと思いますと思っております。

それでは、さきに提出しております決算審査意見書につきまして、補足説

明をさせていただきます。

8月30日、8月31日、9月6日の3日間にわたりまして、岡田議員と一緒に決算審査を実施いたしました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証書類等の照合、事務聴取、その他審査を実施しました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳簿の決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、個々抽出により調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳等を照合検査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。令和4年度においても第5次井手町総合計画で示す基本目標に沿い、目標達成に向け取組がなされています。

歳入につきましては、本町は自主財源が非常に乏しく、依然として依存財源が多く占めている状況です。交付税や補助金などを有効に活用しながら、特に新庁舎建設など大型事業に取り組まれながらも実質収支が黒字となっていることについて、高く評価するところでございます。様々な事業に取り組む上で必要なものは財源であり、早い時期から人件費の削減や事務事業の再編、整理など、積極的に行政改革に取り組まれてきたことが、大型事業に取り組まれながらも現在の健全財政につながっていることは言うまでもございません。また、大型事業に取り組まれている中で、府内でも住民サービスについては上位に位置しながら、計画的に基金を積み立て、それらを有効に運用され健全な財政運営に努められていることなど、評価すべき点が随所で見受けられました。

なお、ここ数年に取り組んでいる大型事業の起債の償還が今後始まり、公債費も増加していくことが見込まれることから、財政状況を注視しながら、今後も歳入歳出両面において中長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進行管理に基づいた行政運営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたします。

私の方からは意見として、以上のことでございます。

議長（奥田俊夫） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでございました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第3、議案第51号、令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第5、議案第53号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題といたします。

議案第51号、提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第51号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町一般会計歳入歳出決算書、令和4年度井手町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、令和4年度井手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和4年度井手町介護保険特別会計歳入歳出決算書、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に付する。

それでは、134ページをご覧ください。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額77億7,089万821円、歳出総額73億2,576万2,717円、歳入歳出差引額4億4,512万8,104円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ円、繰越明許費繰越額6,117万7,000円、事故繰越繰越額ゼロ円。計6,117万7,000円、実質収支額3億8,395万1,104円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、以下、基金繰入額と申します、ゼロ円でございます。

次に、160ページをご覧ください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額9億1,981万2,715円、歳出総額8億5,850

万1,898円、歳入歳出差引額6,131万817円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額6,131万817円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、174ページをご覧ください。多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額5,907万8,342円、歳出総額4,606万1,028円、歳入歳出差引額1,301万7,314円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ円、繰越明許費繰越額400万円、事故繰越繰越額ゼロ円。計400万円、実質収支額901万7,314円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、188ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額1億3,524万2,817円、歳出総額1億3,132万2,068円、歳入歳出差引額392万749円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額392万749円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、212ページをご覧ください。介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額9億1,322万6,827円、歳出総額8億7,237万614円、歳入歳出差引額4,085万6,213円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額4,085万6,213円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、222ページをご覧ください。介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額2,658万1,802円、歳出総額688万5,402円、歳入歳出差引額1,969万6,400円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,969万6,400円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、238ページをご覧ください。公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額4億6,518万8,155円、歳出総額4億5,027万4,575円、歳入歳出差引額1,491万3,580円、翌年度へ繰り

越すべき財源、継続費通次繰越額ゼロ円、繰越明許費繰越額5万1,000円、事故繰越繰越額ゼロ円。計5万1,000円、実質収支額1,486万2,580円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、239ページをご覧ください。令和4年度財産に関する調書でございまして、内容につきましては、後ほどご覧おきください。

以上、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第52号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第52号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会の認定に付する。

1ページをお開き願います。令和4年度井手町水道事業会計決算報告書であります。

1、収益的収入及び支出の収入であります。

第1款水道事業収益、当初予算額1億3,523万8,000円、補正予算額18万2,000円、合計1億3,542万円。決算額1億3,073万270円、予算額に比べ決算額の増減、以下増減と申し上げます、468万9,730円の減。第1項営業収益、当初予算額1億1,109万2,000円、補正予算額960万円の減、合計1億149万2,000円。決算額9,744万9,666円、増減404万2,334円の減。第2項営業外収益、当初予算額2,414万5,000円、補正予算額978万2,000円、合計3,392万7,000円。決算額3,328万604円、増減64万6,396円の減。第3項特別利益、当初予算額1,000円、合計同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額1億3,163万3,000円、補正予算額568万2,000円、小計1億3,731万5,000円、合計同額です。決算額1億808万7,060円、不用額2,922万7,940円。第1項営業費用、当初予算額1億2,663万円、補正予算額568万2,

000円、流用増減額272万4,000円の減、小計1億2,958万8,000円、合計同額です。決算額1億128万9,446円、不用額2,829万8,554円。第2項営業外費用、当初予算額450万1,000円、流用増減額272万4,000円、小計722万5,000円、合計同額です。決算額679万7,614円、不用額42万7,386円。第3項特別損失、当初予算額2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額2,000円。第4項予備費、当初予算額50万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額50万円であります。

次のページをお開き願います。2、資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入、当初予算額5,800万2,000円、補正予算額1,700万円、小計7,500万2,000円、合計同額です。決算額3,818万1,170円、予算額に比べ決算額の増減、以下、増減と申し上げます、3,682万830円の減。第1項企業債、当初予算額5,600万円、小計、合計ともに同額です。決算額1,490万円、増減4,110万円の減。第2項分担金、当初予算額100万円、小計、合計ともに同額です。決算額471万3,830円、増減371万3,830円。第3項寄附金、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額113万1,240円、増減113万240円。第4項その他資本的収入、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減。第5項負担金、当初予算額100万円、小計、合計ともに同額です。決算額57万9,700円、増減42万300円の減。第6項他会計負担金、当初予算額ゼロ円、補正予算額1,700万円、小計、合計ともに同額です。決算額1,685万6,400円、増減14万3,600円の減であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、当初予算額7,599万9,000円、補正予算額1,700万円、小計9,299万9,000円、地方公営企業法第26条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、5,000万円、合計1億4,299万9,000円。決算額4,795万6,100円。繰越額4,699万1,000円、合計同額です。不用額4,805万1,900円。第1項建設改良費、当初予算額6,329万9,000円、補正予算額1,700万円、小計8,029万9,000円、繰越額5,000万円、合計1億3,029万9,000円。決算額3,525万7,805円。繰越額

4, 699万1, 000円、合計同額です。不用額4, 805万195円。第2項企業債償還金、当初予算額1, 269万9, 000円、小計、合計ともに同額です。決算額1, 269万8, 295円、不用額705円。第3項その他資本的支出、当初予算額1, 000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額1, 000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額977万4, 930円は、当年度消費税資本的収支調整額267万3, 885円及び過年度分損益勘定留保資金710万1, 045円で補てんした。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第53号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第53号、決算認定の件につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に付する。

14ページをご覧ください。実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額523万8, 267円、歳出総額491万2, 352円、歳入歳出差引額32万5, 915円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額32万5, 915円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、監査委員の岡田久雄議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、令和4年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第53号、令和4年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件については、岡田久雄議員を除く9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、木村健太議員、谷田健治議員、鎌田隆宏議員、小割直彦議員、田中保美議員、奥田俊夫議員、脇本尚憲議員、谷田利一議員、木村武壽議員、以上9人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時26分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には脇本尚憲議員、副委員長には鎌田隆宏議員と決定いたしました。

次に、日程第6、議案第47号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） それでは、議案第47号、井手町印鑑条例の一部を改正

する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことにより、マイナンバーカードの電子証明書機能をスマートフォンにも搭載することが可能となったことから、今後スマートフォンを使用してコンビニエンスストアのマルチコピー機から印鑑証明書を取得できるよう、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数467、第15条、印鑑登録証明書の交付申請の規定でありまして、スマートフォンを使用してコンビニエンスストアのマルチコピー機から印鑑登録証明書を取得できるようにするための条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、マイナンバーカードによるコンビニ交付サービスについて、他人の証明書が発行されるなどの問題が全国で相次いでおります。それから他人の住民票が交付されていた、マイナ保険証での他人の情報がひもづけられていた、抹消したはずの印鑑登録証明書が交付されたなど、個人情報の漏えいが起きている。これはマスコミでも大きく報道されてきています。これは重大な個人情報の条例であり、基本的人権に関わる事態と私は考えておりますが、このような事態が生じていることに対してどのような認識を持っておられるのか、基本的な認識をお聞きしたいと思います。それが1点目です。

2点目には、京都府下26自治体ございますが、その中で、既にこの条例を実施している先行自治体はどれぐらいあるのか、もし分かれば教えていた

だきたいと思います。

以上2点です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

情報の漏えいにつきましては、あつてはならないことだということで認識しております。現在国においてマイナンバーカードへのひもづけ等の点検等がされておりますので、それを指示どおり、点検の指示があった場合にはやっけていきたいというふうに考えております。

続きまして、先行の自治体ということで、このスマートフォンを使ったサービスにつきましては、現在国におきましてコンビニの端末の更新等を行っておられるということで、まだサービス自体が始まっていないということで、サービスが開始次第、連絡があると伺っております。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 谷田健治です。ただいま議題となっております議案第47号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論いたします。

まず、印鑑条例の改正についてですけれども、今回の改正は2021年通常国会で成立しましたデジタル関連法に基づき、マイナンバーカードの普及、利用範囲を拡大するためにマイナンバーカードの機能をスマホに搭載可能とする措置を踏まえ、印鑑登録証明書のコンビニ交付の際に、マイナンバーカードだけではなくて専用アプリを搭載したスマホでも利用できるようにするというものであります。

マイナンバーカードをめぐっては、多くの国民の不安の中、2024年秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する関連法案が国会で

成立しております。しかし、マイナンバーカード制度については、先ほど申し上げましたように、国民のプライバシー侵害や漏えいの懸念があります。あつてはならないと先ほど答弁されました。そういう問題があるわけですね。

マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑登録証明書の発行で、誤った交付がされたことも報道されております。このままマイナンバーカードの用途拡大に突き進めば、さらに問題が大きくなることが危惧されると思います。制度そのものを根本的に見直す必要があることを指摘して、反対討論といたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで討論を終わります。

これから、議案第47号、井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回は9月29日午前10時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時33分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            奥 田 俊 夫

署名議員        鎌 田 隆 宏

署名議員        脇 本 尚 憲